

3.9世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設に関する指針の骨子

～700MHz帯（773MHzを超え803MHz以下の周波数）を使用する特定基地局～

1. 特定基地局の範囲

第3世代、3.5世代及び3.9世代移動通信システムの基地局及び陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。

2. 使用する周波数

全国において、773MHzを超え803MHz以下の周波数（平成24年7月25日以降に限る。）とする。

ただし、当該周波数はFPU及び特定ラジオマイク（デジタル特定ラジオマイクを含む。以下同じ。）が使用しており、周波数割当計画において使用の期限が平成31年3月31日と定められている。

3. 特定基地局の配置及び開設時期

- 認定から7年後の年度末までに、各総合通信局等の管轄区域内の人口カバー率が80%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。
- 認定から7年後の年度末までに、3.9世代移動通信システム（占有周波数帯幅10MHz以上）の特定基地局の運用を開始しなければならない。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

5. 終了促進措置

(1) 対象となる無線局

認定開設者は、次の①及び②の無線局の周波数の使用を周波数割当計画における使用期限（平成31年3月31日）前に終了させるため、次の①及び②の無線局を対象として終了促進措置を実施しなければならない。

- ① 770MHzを超え806MHz以下の周波数を使用するFPUの無線局
- ② 770MHzを超え806MHz以下の周波数を使用する特定ラジオマイクの無線局

(2) 終了促進措置により認定開設者が負担する費用

全ての認定開設者は、対象免許人との合意に基づき、終了促進措置として、次に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

- ① 無線設備及びこれに附属する設備（受信設備、伝送路設備等）の取得に要する費用
- ② 上記①の設備の変更の工事に要する費用

(3) 終了促進措置の実施に関する事項

- ① 認定開設者は②及び③に掲げる事項及び終了促進措置に係る既存免許人との合意について他の全ての認定開設者と共同して実施することとし、それらの実施方法について認定から3か月以内に、他の認定開設者と協議し合意すること。なお、終了促進措置に要した費用について1の認定開設者が負担する金額は、当該費用の総額を認定開設者の数で除した額とすること。
- ② ①の合意の日から6か月以内に、終了促進措置の実施の概要を対象免許人に周知し、かつ、終了促進措置の実施手順を免許人に通知すること。
- ③ ②の実施前に、免許人団体（FPU又は特定ラジオマイクの免許人を構成員としている団体）との間で、②の事項の実施について協議を行うこと。
- ④ FPU及び特定ラジオマイクの免許人との間で、終了促進措置の内容（周波数移行のために行う措置の内容・実施時期並びに費用負担の範囲・方法・実施時期及び対象免許人の無線局の廃止又は変更を行うまでの間に特定基地局と周波数を共用する場合は当該共用の条件等）について協議を行うこと。
- ⑤ 認定開設者は④の協議の申し入れがあった場合は、遅滞なく協議を開始すること。

(4) 終了促進措置の実施に関する透明性の確保に関する事項

- ① 開設計画の申請者は、認定までの間、対象免許人と、終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。
- ② 開設計画の申請者は、認定までの間、他の全ての申請者と、終了促進措置に係る(3)①の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。
- ③ 認定開設者は、(3)①の協議により他の全ての認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネット等により公表すること。
- ④ 認定開設者は、(3)①の合意の日から1か月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置すること。
- ⑤ 認定開設者は、(3)②の通知の内容を、インターネット等により公表すること。
- ⑥ 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意し、免許人団体は、終了促進措置の実施に関する協議に関与したことに対して認定開設者及び対象免許人から対価を受けてはならないこと。
- ⑦ 認定開設者は、(3)④の協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。
- ⑧ 認定開設者は、四半期ごとに、終了促進措置を実施した無線局数やその費用等の実施状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

(5) その他の事項

- 総務大臣は、(4)⑧により提出された書類について、適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、書類概要及び確認結果をインターネット等で公表するものとする。
- 認定開設者は、対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6. 開設計画の認定等

(1) 申請できる周波数幅

申請できる周波数帯幅は、10MHzとし、希望する周波数の範囲として、773MHzを超え783MHz以下、783MHzを超え793MHz以下及び793MHzを超え803MHz以下の周波数を希望する順に開設計画に記載すること。

(2) 絶対審査基準・競願時審査基準

絶対審査基準に掲げる要件について審査を行い、要件全てに適合する申請に対して認定を行う。

ただし、要件を満たす申請（900MHz帯認定開設者のものを除く。）が3の場合は当該申請に対してするものとし、4以上の場合には、競願時審査基準に掲げる各順序に従い、基準に適合する申請の数が3になるまで審査を行う。

① 絶対審査基準

- 特定基地局の設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- 設備投資等に必要な資金の確保に関する計画及び開設計画の有効期間（10年間）中に単年度黒字を達成する計画を有していること
- 負担可能額（終了促進措置に要する費用の負担に充てることが可能な金額の総額）が600億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること
- 上記3に掲げる各基準に適合していること 等

② 競願時審査基準

- 負担可能額（上限1,500億円、10億円単位）がより大きいこと
- 認定から7年後の年度末の、全国の3.9世代移動通信システム（占有周波数帯幅10MHz以上）の特定基地局の人口カバー率（5%単位）がより大きいこと
- 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと
 - ・ 終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
 - ・ 他の電気通信事業者等多数の者に対して、卸電気通信役務の提供・電気通信設備の接続（MVNO）等特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
 - ・ 周波数の割当状況（有無及び差違）及びひっ迫状況を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

(3) その他

- 各認定開設者の周波数の指定は、開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。この場合において、希望が重複した場合は、競願時審査基準に係る審査における基準への適合の度合いが高い者の希望を優先する。
- 認定開設者は、四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- ブースター障害等の防止又は解消に関する計画について、開設計画に記載するとともに、それらに要する費用の負担等当該ブースター障害等の防止又は解消に当たり必要な事項についてあらかじめ全ての700MHz帯認定開設者間で協議し合意した上で、共同して行わなければならない。

【参考】絶対審査基準について

➤ 電波法における規定（法第27条の13第4項）

- 1 その開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。
- 2 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
- 3 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実にであると認められること。

➤ 開設指針における規定

開設指針第10項第4号（以下抜粋）

- 4 本開設指針に係る開設計画の認定は、電波法第27条の13第4項各号並びに第1項、第2項及び第7項から前項まで並びに前各号に規定する事項（骨子中1から6(1)までの事項）並びに別表第2に規定する要件（以下参照）を満たしている申請に対して行う。ただし、当該申請（945MHzを超え960MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けている者のものを除く。）の数が3の場合は当該申請に対して認定するものとし、3を超える場合は当該申請について別表第3に掲げる順序に従い同表に掲げる基準に適合する申請の数が3となるまで審査した当該申請に対して認定するものとする。なお、申請期間内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

別表第2 開設計画の認定の要件

- 1 全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していること。
- 2 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画（ブースター障害等の防止又は解消に関する計画を含む。）及びその根拠を有していること。
- 3 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画及びその根拠を有していること。
- 4 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠を有していること。
- 5 天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画（申請者が開設計画の認定を受けたことのある者である場合にあっては、当該認定に係る開設計画に記載されたもの以外のものを含むこと。）及びその根拠を有していること。
- 6 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があること。
- 7 法令遵守のための体制の整備、平成16年総務省告示第695号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための体制の整備及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること。
- 8 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。
- 9 負担可能額が600億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。
- 10 申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（略）。
- 11 申請者が次の要件を満たしていること。（略：申請者が複数申請を行ったり、申請者である法人の役員等、議決権が3分の1以上の出資関係にある者が申請を行っていないこと。）